

小陰川 33

17/4

内藤川

福寿丸難破

那賀郡都津村福寿丸船主兼船員浜田升五郎
外四名は去十一月三日浜田税関支署の検査を
終て同地を發し十四日隱岐国海士郡布施村字
須賀浦に風待りの為の滞留し去る五日風風き
たれば出航し朝鮮国元山港へ向けしに七日越
陵島を南五里の沖合に於て暴烈なる西風に逢
ひ進行する能はず止むなく内地に向け引返し
たるに同夜午後十二時頃強風の為め帆を破ら
れたれば進退谷まり隱岐島を認めて碇泊せん
と近寄りしに周吉郡蛸木村沖合字神島に於て
八日午前三時暗礁に乗り上げ船体破損し船員
は万難を冒し傳間船を卸して上陸せんとす
際一人の水夫が来りたる儘風波に吹き流さ水
一里半許り隔りたる同郡今津村へ漂着し他の
船員は船体破損せしを以て岩上に避けたるに
船は激浪の奪ふ所となり八日午後一時に至り
先きの上陸せし一人の水夫の急許に依り駐在
巡查同地に出張し救助船を差立共に遭難地に
至りたるに岩上に船員は僅かに命を繋ぎ居る

山陰竹 12/14

内藤用箋

るを以て人夫は波浪を泳ぎ渡りて漸く救助し
 たるが船員は何水も無事にして陸揚せし物品
 は行李三個蒲団二枚夜袋二個なり而して船体
 は漂流せしか又は破壊せしか夜間の事にて造
 かに認め得ざりしも暗礁に觸れたる際船底に
 損所を生し入水甚しきを以て到底破損は免れ
 ざるべく北海に向て漂流したるものと認めら
 る石数は百十三石にして積荷は塩三百六俵其
 他雜貨を積載して朝鮮鬱陵島へ航行するもの
 にて船体雜貨等流失価格凡九百五十円の見積
 なりしと。

M 34-6, 29

内藤用箋

信濃御領

一 西井天不遇有リし鳥賊を此今頃の御令に
 乙 釣らぬ然れども討つ候し一連十餘位有リ○
 三 夜襲常山此救平言三神習合は此頃有リ申話
 し果山討菓を以て講和とす○本領に二は山本
 畠原の勸誘に二芥取リ木ハ車一白を買入れ戸
 々を世らゝあるニとせり○近來に越國御領
 島ハ本移すの意に二少く昔年は多く馬肉に赴
 又飛梅菜に從ひて 和未だハ出過せりものほ
 弱き日々百田より二百田位迄收穫せし由○廿
 二日和田水産技師本御翌日 國知に赴き巻漁
 場を調査せり

141 35-1-30

内藤用箋

隠岐海峽通信

○隠岐竹島へ出航するものお内指々多くなる
 程あるが比叡詭地より帰おせしもの数人あり
 同島は無政治の有程に之隣おの一人は在知人
 の屋に程され木の枝に吊るし有りしとの三と
 昨川も岨山人一名同様の惨殺に遭へたり而し
 之同島への航海は向か汽船境よりモ和船当お
 りりも同じく一層途を費す三及初航の利益
 約千円位ありしと

山陰M35

5/4

内藤用箋

鬱陵島の日本人

在鬱陵島日本人に因する釜山海関更スミス氏の報は昨年八月二十日付にて提出せし以てふものにて其の中は左の言あり。

島中日本人は約百五十人位にて皆造船材木及数戸の商家より該日人等は此島を以て永遠の居住地と認め今日及七八年と土著し尚ほ毎歳三月より六月に至れば其因靜かにして浪穩かばるに來じ日本の男女三四百名は日本サカイ(境外)地方より該島に來泊し或は漁獵に或は斫木に従事し或は日本人の貯蓄となる材木、豆麦、薯蕷等を搭載輸去するもの常に絶へずと云う。

日本の女子にして現に島中に居住するもの三十二名にして凡そ日本の作業は榧木と斫伐して日本に輸出し是を以て米、藍、醬油、酒等の食品を始め其他不絹の如きものを買ひ島中に輸入し韓民と雜穀を交換し錢幣を以て物を買はせ罕に見る処は

山陰M35 5/4。

内藤用箋

り該島居住日人中には兩党に分れ居り
即ち一はハタモト（人名か）なるもの
首となり一はワキタ（人名か）なるもの
党頭となり此二党は南北の疆土に分れ自
ら其森林を領有せり既に昨年（明治三十
三年）七月十五日の如きは韓民に対し是
より以後若し日本人の評可なくんば
伐木は勿論一本も輸出するを得ず若し現
行者あれば割額を応償すべしとの告示を
なしたるを以て此より韓民の被捉せられ
罰金に処せらるるもの展なるも該島官民
は禁制権力なし本派員適才在島時に当り
一案件を以て来り告ぐるものあり曰く本
年七月の頃一韓人の所有せる新斫を日人
に発見せられ罰金三万五千文を償い又一
韓人は其居住地内に於て一本を斫倒し人
の穴めに告発せられ亦此罰金として三万
文を償いなりと以上は事實の事件に係り
と云う。

2
該島居住の韓民は人口凡三千に及ぶも皆

山陰川 35

5/14

内藤用箋

細産、農民の活を為す者はれば米、布、
醬油、酒等は皆は土産の豆麦、薯蕷を以
て日本人と交易し或は釜山に輸出して売
買すと云う。

島東小湾の岸上に白人の投産あり略五十
戸許りなりか今方に新築せる者亦多く沿
岸亦白人四五の村落あり本員は他の
緊事を以てまた其戸教を索探する能はず
島中人金敬重、金性正、田士能なり者三名
は最も奸猾欺騙にして民財を貪斂し又各
村に揚言して曰く釜山管理の子玄尚健現
に要職に在り謂て曰く政府より視察等永
祐を派遣し一応島中の現官を免職し永く
島管を置かざる筈なりも等視察の所帯費
額七十万文を当るに民間より損納すべし
云々と依て愚民等或は其慮恐を被り頗る
未納者ありと云う。

本員到島の時雨 船十六隻海面に碇泊し
又五隻の船には木材を満載し出帆準備
となし居たり月7海岸に於ては五百個の

山陰川 35 5/14

内藤用箋

堅緻板材及体木を置きにしが長十尺或は
十尺或は二十尺にして皆日本人の所伐
に係り月7漁船七隻及浴水夫艇子三隻あ
り皆釜山の日本領事館より官許を領有
したる者なり又乾鰯、海蔘、及黄豆三百
石及雀、等の物皆併々に輸出せんとす
るものなり
環島海水は甚だ深く港湾に密合するが如
きは絶無にして海岸は即ち四面用湾たる
も但に三処の小湾を有し汽船は碇泊す
るを得べし島中悉々に韓人の田土あり全島
の中尖下森林尚且つ大水を望んで鬱葱た
り。

